

別紙Ⅰ(1割負担の場合)R7.4～

《(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料金表》(1月あたり)

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

- ・ 利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。
- ・ 自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
下記の利用料によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります)。

※同一建物居住以外の登録者に対して行う場合(1割負担の場合)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	34,500 円	69,720 円	104,580 円	153,700 円	223,590 円	246,770 円	272,090 円
2. うち介護保険から給付される金額	31,050 円	62,748 円	94,122 円	138,330 円	201,231 円	222,093 円	244,881 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

※ 月ごとの包括利用料金ですので、利用者様の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※ 月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日 …… 利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日 …… 利用者様と事業所の利用契約を終了した日

イ 短期居宅介護における通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一日単位の額

- ・ 利用料金は1日ごとの費用です。
- ・ 自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
- ・ 利用者様の状態や家族様等の事情により緊急に利用が必要な場合が対象となります。
下記の利用料によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります)。

※緊急短期利用の登録者に対して行う場合(1割負担の場合)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	4,240 円	5,310 円	5,720 円	6,400 円	7,090 円	7,770 円	8,430 円
2. うち介護保険から給付される金額	3,816 円	4,779 円	5,148 円	5,760 円	6,381 円	6,993 円	7,587 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	424 円	531 円	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円

ウ 主な加算について

※事業所の体制に応じて負担していただく加算(1割負担の場合)

加算	概 要	自己負担額	算定の有無
看護職員配置加算	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従事者の職務に従事する常勤の看護師又は准看護師を1名以上配置することで、算定できる加算です。(要支援認定者は対象外となります) 看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定できる加算です。 ① 看護職員配置加算Ⅰ 専ら職務に従事する常勤の看護師1名以上 ② 看護職員配置加算Ⅱ 専ら職務に従事する常勤の准看護師1名以上 ③ 看護職員配置加算Ⅲ 看護職員を常勤換算方法で1名以上	①900円/月 ②700円/月 ③480円/月 上記のうちいずれかの算定となります。	①
訪問体制強化加算	利用者様の居宅における生活を継続するための小規模多機能型居宅介護の訪問サービスの提供体制を強化した場合に算定できる加算です。(短期利用者及び要支援認定者は対象外となります。)	1,000円/月	○
総合マネジメント体制強化加算	利用者様の心身の状況又はその家族様を取り巻く環境の変化に応じ、当該指定(予防介護)小規模多機能型居宅介護の質の継続的な管理した場合に算定できる加算です。(短期利用者は対象外となります) ① 以下のいずれにも該当すること。 1) 日常的に利用者様と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。 2) 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。 上記に加え、以下のいずれかに該当すること。 1) 地域住民等との連携により地域資源を効果的に活用し利用者様の状態に応じた支援を行っている。 2) 障害福祉サービス事業所等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。 3) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 4) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。 ② ①以外の場合	①1,200円/月 ② 800円/月	①

生産性向上推進体制加算	利用者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合に算定できる加算です。 ①見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行い、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組等を示す情報提供を行った場合	①100円/月 ②10円/月 上記のうちいずれか	②
サービス提供体制強化加算	すべての従事者に対し、個別の研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること、利用者様に関する情報や留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催していることその他に従事者が一定基準を満たしていることで算定できる加算です。 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)にわかれており、そのいずれかを算定できる加算です。 ①(Ⅰ)以下のいずれかに該当すること。 介護職員のうち、介護福祉士が100分の70以上であること。 勤続10年以上の介護福祉士が100分の25以上であること。 ②(Ⅱ)介護職員のうち、介護福祉士が100分の50以上であること。 ③(Ⅲ)以下のいずれかに該当すること。 介護職員のうち、介護福祉士が100分の40以上であること。 常勤の職員が100分の30以上であること。 勤続7年以上の職員が100分の30以上であること。	アの場合 ①750円/月 ②640円/月 ③350円/月 イの場合 ①25円/日 ②21円/日 ③12円/日	①
科学的介護推進体制加算	利用者様毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者様の心身に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定できる加算です。(短期利用者は対象外となります。)	40円/月	○
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 Ⅰ:経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 Ⅱ:上記Ⅰの加算を算定していない場合	Ⅰ:14.9% Ⅱ:14.6% 上記のうちいずれか 料に加算	Ⅰ

利用者様の状況に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額
初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間に算定できる加算です。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。(短期利用者は対象外となります。)	○ 30円/日
認知症加算	日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められることから、介護を必要とする認知症が見られる利用者様、日常生活に注意を必要とする認知症が見られる利用者様に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定できる加算です。(短期利用者及び要支援認定者は対象外となります。) 認知症日常生活自立度により、認知症加算のいずれかを算定します。 ① ②の要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているものを1名以上配置し、研修計画を作成及び実施を行っていること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを1名以上配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に対して専門的なケアの実施及び技術的指導に係る会議を定期的に行っていること。 ③ 認知症日常生活自立度がⅢ・Ⅳ又はⅤに該当する方 ④ 要介護2の方で、認知症日常生活自立度がⅡに該当する方	①920円/月 ②890円/月 760円/月 ④460円/月
看取り連携体制加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者様の看取り期におけるサービス提供を行った場合に算定できる加算です。死亡日及び死亡日以前30日以下を対象とします。(短期利用者及び要支援認定者は対象外となります。) ※当加算は死亡月に最大30日間算定させていただきます。	64円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様にサービスを実施した場合 (認知症加算を算定している場合には対象外)	○800円/月
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)介護支援専門員が、医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画書を作成し、サービスを提供した場合。 (Ⅱ)医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、利用者様の身体状況等の評価を行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画書を作成し、サービスを提供した場合。 (Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	○(Ⅰ)100円/月 (Ⅱ)200円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	利用者様に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔・栄養状態について確認を行い、利用者様の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。(短期利用者は対象外となります。)	○20円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	Ⅰの場合に算定 医師が認知症の行動、心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に事業所を利用することが適当と判断した場合に算定する加算です。	200円/日

※ 利用者様がまだ要介護、又は要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護、又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

別紙Ⅱ(介護保険の給付とならないサービス)

◀サービスの概要と利用料金▶

① 食費:食事(配食含む)の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

- ・利用者様に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- ・料金 朝食:400円 昼食:550円 夕食:550円

② 宿泊に要する費用

- ・利用者様に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。
- ・2000円/1泊(ただし、建物南側の個室7床が満室であり、可動式個室をご利用にならざるを得ない時は、その宿泊サービスの宿泊に要する費用を2000円/1泊とする。)

③ 利用者様の希望・選択で提供する特別な食事

- ・通常の食事に代えて、利用者様の希望・選択により特別な食事を提供いたします。
- なおその特別な食事を提供する際には、その特別な食事の費用(食材料費及び調理費用相当額)を前もって希望・選択を採る際に提示させていただきます。

④ 利用者様のご希望によりレクリエーション、クラブ活動等に参加する事ができます。

- ・クラブ活動等の際に材料等を必要とする場合は、材料費の実費をご負担いただきます。

⑤ 身体状況等で特別に必要とする生活用品等

- ・利用者様の身体状況等で特別に必要とするおむつ等の衛生用品・生活用品等を提供した場合には、その実費をご負担いただきます。

⑥ 複写物の交付

- ・利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき 10円(税込)

⑦ その他、利用者様又は家族様等の希望による便宜

- ・利用者様又はその家族様等より、その他特別な便宜の提供のご依頼がある場合には、その実費をご負担いただきます。(「写真の交付:1枚当たり10円(税込)」、その他実費にて)